

岐阜県公報

第 五 百 五 十 四 号
令 和 七 年 一 月 十 日

(金 曜 日)

目 次

告 示

岐阜県流域下水道条例に基づく知事が定める措置等に関する告示の一部改正

(下 水 道 課)

五^{へし}

公 示

国土調査の結果に係る地図及び簿冊の認証

(都 市 政 策 課)

五

告 示

岐阜県告示第四号

岐阜県流域下水道条例に基づく知事が定める措置等（平成二十四年岐阜県告示第五百九十九号）の一部を次のように改正する。

令和七年一月十日

岐阜県知事 古 田

肇

第二条第一項第二号イ⁽²⁾を次のように改める。

- (2) 大腸菌数 一ミリリットルにつき八百コロニー形成単位以下
- 附 則

この告示は、令和七年四月一日から施行する。

公 示

国土調査の結果に係る地図及び簿冊の認証

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定により、次の国土調査の結果に係る地図及び簿冊を認証したので、同条第四項の規定により公示する。

令和七年一月十日

岐阜県知事 古 田

肇

- 一 調査を行った者の名称
高山市
- 二 調査を行った地域
高山市朝日町黒川の一部（黒川）（）
- 三 調査を行った期間
平成十四年六月から令和四年三月まで
- 四 地図及び簿冊の名称
高山市（朝日町黒川の一部）の地籍図
高山市（朝日町黒川の一部）の地籍簿
- 五 認証年月日
令和六年十二月十三日

国土調査の結果に係る地図及び簿冊の認証

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定により、次の国土調査の結果に係る地図及び簿冊を認証したので、同条第四項の規定により公示する。

令和七年一月十日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 調査を行った者の名称
美濃市
- 二 調査を行った地域
美濃市上河和の一部（上河和第四）
- 三 調査を行った期間
令和三年七月から令和六年二月まで
- 四 地図及び簿冊の名称
美濃市（上河和の一部）の地籍図
美濃市（上河和の一部）の地籍簿
- 五 認証年月日
令和六年十二月十三日

国土調査の結果に係る地図及び簿冊の認証

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定により、次の国土調査の結果に係る地図及び簿冊を認証したので、同条第四項の規定により公示する。

令和七年一月十日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 調査を行った者の名称
恵那市
- 二 調査を行った地域
恵那市武並町竹折の一部（竹折一）
- 三 調査を行った期間
平成三十年五月から令和五年三月まで
- 四 地図及び簿冊の名称
恵那市（武並町竹折の一部）の地籍図
恵那市（武並町竹折の一部）の地籍簿
- 五 認証年月日
令和六年十二月十三日

国土調査の結果に係る地図及び簿冊の認証

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定により、次の国土調査の結果に係る地図及び簿冊を認証したので、同条第四項の規定により公示する。

令和七年一月十日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 調査を行った者の名称
飛騨市
- 二 調査を行った地域
飛騨市古川町信包の一部（信包）（）
- 三 調査を行った期間

四 平成三十年四月から令和五年八月まで
地図及び簿冊の名称

飛驒市（古川町信包の一部）の地籍図
飛驒市（古川町信包の一部）の地籍簿

五 認証年月日

令和六年十二月十三日

国土調査の結果に係る地図及び簿冊の認証

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定により、次の国土調査の結果に係る地図及び簿冊を認証したので、同条第四項の規定により公示する。

令和七年一月十日

岐阜県知事 古 田 肇

一 調査を行った者の名称

飛驒市

二 調査を行った地域

飛驒市神岡町西の一部（西）（ ）

三 調査を行った期間

令和三年六月から令和六年一月まで

四 地図及び簿冊の名称

飛驒市（神岡町西の一部）の地籍図
飛驒市（神岡町西の一部）の地籍簿

五 認証年月日

令和六年十二月十三日

国土調査の結果に係る地図及び簿冊の認証

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定により、次の国土調査の結果に係る地図及び簿冊を認証したので、同条第四項の規定により公示する。

令和七年一月十日

岐阜県知事 古 田 肇

一 調査を行った者の名称

本巢市

二 調査を行った地域

本巢市屋井の一部（土責野）（ ）

三 調査を行った期間

平成三十年六月から令和五年六月まで

四 地図及び簿冊の名称

本巢市（屋井の一部）の地籍図
本巢市（屋井の一部）の地籍簿

五 認証年月日

令和六年十二月十三日

国土調査の結果に係る地図及び簿冊の認証

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定により、次の国土調査の結果に係る地図及び簿冊を認証したので、同条第四項の規定により公示する。

令和七年一月十日

岐阜県知事 古 田 肇

一 調査を行った者の名称

揖斐郡池田町

二 調査を行った地域

揖斐郡池田町大字小寺の一部（小寺北）

三 調査を行った期間

平成二十八年五月から令和二年二月まで

四 地図及び簿冊の名称

揖斐郡池田町（大字小寺の一部）の地籍図
揖斐郡池田町（大字小寺の一部）の地籍簿

五 認証年月日

令和六年十二月十三日

国土調査の結果に係る地図及び簿冊の認証

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定により、次の国土調査の結果に係る地図及び簿冊を認証したので、同条第四項の規定により公示する。

令和七年一月十日

岐阜県知事 古 田 肇

一 調査を行った者の名称

加茂郡白川町

二 調査を行った地域

加茂郡白川町大字黒川の一部（黒川）

三 調査を行った期間

平成三十一年四月から令和六年二月まで

四 地図及び簿冊の名称

加茂郡白川町（大字黒川の一部）の地籍図

加茂郡白川町（大字黒川の一部）の地籍簿

五 認証年月日

令和六年十二月十三日

国土調査の結果に係る地図及び簿冊の認証

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定により、次の国土調査の結果に係る地図及び簿冊を認証したので、同条第四項の規定により公示する。

令和七年一月十日

岐阜県知事 古 田 肇

一 調査を行った者の名称

加茂郡白川町

二 調査を行った地域

加茂郡白川町大字黒川の一部（黒川谷木屋）

三 調査を行った期間

令和二年四月から令和五年十月まで

四 地図及び簿冊の名称

加茂郡白川町（大字黒川の一部）の地籍図

加茂郡白川町（大字黒川の一部）の地籍簿

五 認証年月日

令和六年十二月十三日

令和七年一月十日発行

発行者 岐阜市数田南二丁目一番一
発行所 岐阜県庁

編集 岐阜市三輪ふりとびあ十三 岐阜文芸社